

令和6年度 第2次

飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

公募要領

公募期間	
令和6年6月7日（金）～9月30日（月）	
第1次締切 6月21日（金）	第2次締切 7月 1日（月）
第3次締切 7月16日（火）	第4次締切 7月31日（水）
第5次締切 8月30日（金）	第6次締切 9月30日（月）

※書類不備は、不採択となりますので、提出前の書類確認をお願いします。

※予算がなくなり次第、公募は終了となります。

令和6年6月

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

TEL：050-2030-2706（自動音声ガイダンス付）

<https://enecos.joho-shimane.or.jp/>

info@shimane-energycost-sakugentaisaku.com

「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」は、公益財団法人しまね産業振興財団より採択され、島根県及び公益財団法人しまね産業振興財団監督のもとキャリアリンク(株)・(株)クリアプラス共同事業体が事務局業務を運用しています。

目 次

I. 重要説明事項.....	2
II. 飲食・商業・サービス業等	
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について	
1. 目的.....	3
2. 実施主体.....	3
3. 間接補助事業の対象者	3
4. 応募資格.....	4
5. 間接補助事業の要件	5
6. 間接補助対象経費、間接補助率及び間接補助限度額	
間接補助対象期間	5
7. 間接補助金の交付	10
8. 応募方法.....	11
9. 間接補助事業の採択	13
10. 間接補助事業者の義務.....	15
11. 間接補助事業のスキーム	17
12. 相談・お問い合わせ	17
【参考】 中小企業者の範囲	18
III. 応募書類の様式.....	18
IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成....	19

1. 重要説明事項（応募にあたっての注意点）

必ず下記の事柄についてご理解いただいたうえで応募してください。

1. 本事業の趣旨をご理解ください。
2. 本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。
※補助金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。応募書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。
3. 交付決定通知書の受領後でないと間接補助対象経費の支出等はありません。
4. 間接補助対象経費の支出行為は「銀行振込」が大原則です。
5. 間接補助事業の内容等を変更する際には「事前の承認」が必要です。
6. 交付決定を受けても、定められた期日までに「適切な実績報告書」の提出がないと間接補助金は受け取れません。
7. 実際に受け取る間接補助金は、交付決定通知書に記載された金額より少なくなる場合があります。
※実績報告書類の確認時に対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて間接補助対象経費を再算定し、減額した間接補助金が交付されます。
8. 取得財産等の処分（目的外使用、譲渡、廃棄等）は制限されます。
9. 間接補助事業関係書類は、間接補助事業終了後5年間保存しなければなりません。
※「会計検査院」による実地検査等が実施される可能性もあり、間接補助事業者の義務として適切に応じなければなりません。
検査等の結果、間接補助金の返還命令等を指示された場合は従わなければなりません。

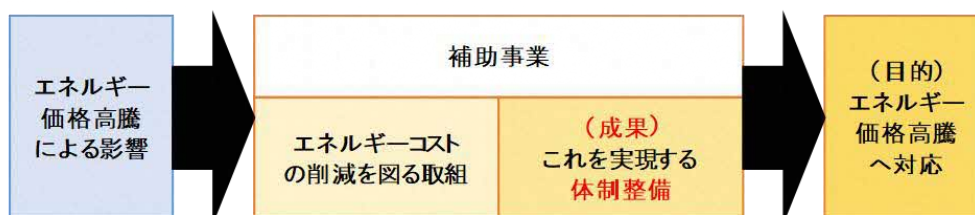
II. 飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について

1. 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

※目的のイメージ図（既存設備等 → エネルギーコストの高効率化設備等がポイント）



2. 実施主体

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業は、島根県としまね産業振興財団（以下「財団」という）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という）」として実施し、島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局（以下「事務局」という）が運営を行います。

3. 間接補助事業の対象者

間接補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等※注1とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する 飲食・商業・サービス業等 ※注2を現に営む事業者であること
(2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者 オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
(3) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。 ※注3
(4) 交付要領 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
(5) 島根県税の滞納がないこと
(6) 令和4年度及び令和5年度飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援

事業の補助金を活用していないこと。

注1：「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。

「中小企業者等」とは、中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、特定非営利活動法人をいう。

■県内に主たる事業所を有する飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者で、県外に本社がある場合は、県内の売上割合が全体で最も大きい必要があります。

※県内の主たる事務所のエネルギーコスト（光熱費等）削減に取り組む者が対象となります。

注2：「飲食・商業・サービス業等」とは、日本標準産業分類における次に掲げる業種以外をいう。

①大分類A（農業、林業）

②大分類B（漁業）

③大分類E（製造業）

④大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）

⑤大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）

■複数業態で事業を営んでいる場合は、売上割合が全体で最も大きい業態が、主たる業種となります。

注3：エネルギー価格高騰の影響について

受けた影響についての根拠書類の提出は不要ですが、間接補助事業申請書の中で示してください。

（例）ガソリン価格が■%高騰するも、売上価格に転嫁できず原価率が■%悪化した。

4. 応募資格

公的補助金であることから、社会通念上、間接補助金交付を受けるのに相応しくない次

に掲げる者は応募または審査を受けることができません。

(1) 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 公募要領に違反または著しく逸脱した場合
(4) 審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5. 間接補助事業の要件

間接補助事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) エネルギーコスト（光熱費等）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること（※） ※飲食・商業・サービス業等にかかるものに限ります
(2) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する性風俗営業など）でないこと
(3) 間接補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと

6. 間接補助対象経費、間接補助率及び間接補助限度額、間接補助対象期間

次の要件①～③をすべて満たすものであり、かつ間接補助事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、下表に掲げるものとしします。

要件① 使用目的が間接補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
要件② 交付決定日以降に発生し、間接補助対象期間中に支払が完了した経費
要件③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

間接補助対象経費	間接補助率及び間接補助限度額	間接補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する 設備更新費、機器導入費	間接補助対象経費の1/2以内 (新型コロナウイルス感染症関連融資 を利用している場合※注4は2/3以 内) [間接補助上限額] 2,000千円 [間接補助下限額] 200千円	交付決定日 から 令和6年 12月31日

注4：新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、申請時点において都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る借入残高があること。

透明性と客観性が担保された調達・経理処理（区分経理）と証拠書類が求められます。

必要な書類が提出できない場合は、間接補助対象経費として認められませんので、事前に証拠書類の取り付け等を発注先に確認しておくことが肝要です。

※特に、インターネットを介する調達は注意が必要です。

なお、島根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めてください。

※求められる調達手順と証拠書類

希望の仕様・金額調査	価格の確定	発注・契約	納品・検収	請求	支払
見積依頼書 (仕様含む) ・ カタログ等	見積書 ※相見積要件あり	発注書 ↓ 請書・契約書 ※金額要件あり	納品書 ↓ 検収・写真	請求書	振り込み

(1) 設備更新費、機器導入費

間接補助事業申請書に記載したエネルギーコスト（光熱費等）の削減を実施するにあたって必要な設備導入に要する経費が対象となります。

間接補助対象期間（令和6年12月31日まで）に、当該設備等が納入され、支払いまで完了した経費が対象となります。加えて、許認可等の届け出が必要な場合は、間接補助対象期間内に手続きが完了している必要があります。

消耗品は対象外となります。（ただし、当該設備等の初期作動用に必要なものを除く）

リサイクル料金は対象外となります。

個人やオークション（インターネットオークションを含む）による購入は対象外となります。

単価10万円（税抜）未満のものは対象外となります。

ただし、セット購入が条件のものについては、1セットの単価が10万円（税抜）以上のものは対象となります。

当該経費が100万円（税抜）以上の場合は、2者以上の見積書を徴取しなければなりません。

※間接補助事業申請時は、見積書1者の添付のみでも差し支えありません。

中古品は対象外となります。

間接補助事業において必要最小限なものが対象となります。

事務用機器など汎用性があり目的外使用になり得るものは対象外となります。

対象となる設備・機器の具体例

既存設備に比べ高効率で、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代など）を削減できる設備・機器の更新および導入（付帯工事等）が対象となります。

- ・「冷蔵庫・冷凍庫」が古く電力消費量が多いので、最新の「冷蔵庫・冷凍庫」に更新し電気料金を削減する。
- ・空調設備、乾燥機、熱源機器、LED照明機器（ユニット）※、重機なども同様です。

※LED照明機器（ユニット）の更新・導入を予定する際の注意点

蛍光灯等からLED照明への更新や・導入を行う際に、1個・1か所などでは、電気料金の削減効果が非常に低いうえ、単価が10万円（税抜）未満となり間接補助対

象外となる可能性があります。事務室一式、店舗一式など取り組み自体が、電気料金の削減効果が見込まれる規模を十分満たしている必要があります。

「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

【黒地に黄色文字のナンバープレート（黒ナンバー）を付けた事業用の軽自動車】

運賃をもらって貨物を運ぶ「軽貨物運送業（貨物軽自動車運送事業）」の軽自動車が該当。

（対象となる例）既存「（黒ナンバー）軽自動車」 → 新規「（黒ナンバー）軽自動車」

【必要書類】

事業ナンバー（黒・緑）の登録は、運輸支局での手続き後に交付される**車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。**

【緑地に白文字のナンバープレート（緑ナンバー）を付けた事業用の軽自動車以外の車両】

トラックやバス、タクシーなど運賃をもらって貨物や旅客を運ぶ軽自動車以外の車両が該当。

（対象となる例）既存「（緑ナンバー）車両」 → 新規「（緑ナンバー）車両」

【必要書類】

事業ナンバー（黒・緑）の登録は、運輸支局での手続き後に交付される**車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。**

【自動車運転代行業の随伴用自動車】

車両の両側面に随伴用自動車である旨（認定番号等）の表示がされている車両が該当。

（対象となる例）既存「随伴用自動車」 → 新規「随伴用自動車」

【必要書類】

認定番号等が車両の両側面で読み取れる写真を実績報告時に提出。

【ダンプ表示番号（ダンプナンバー）を付けたダンプトラック】

土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）で「最大積載量5,000kg超」「車両総重量8,000kg超」どちらかに該当する車両。

【必要書類】

運輸支局で手続き後に**車検証備考欄に登録事項の記載**があるので写しを実績報告時に提出。

【産業廃棄物収集運搬業許可を登録する車両】

委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬を行う際に必要となる許可申請の中で、収集・運搬を行うために登録する車両が該当。

【必要書類】

納車から10日以内に県廃棄物対策課または管轄の保健所に**変更届を提出**する際、**その控を事業者が要求**すれば**送付されるので、その写し**を実績報告時に提出

【遊漁船登録番号を取得する船舶】

いわゆる釣船や磯・瀬渡し、観光定置（利用客の採捕を伴う場合に限る）に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

県水産課や農林水産振興センター等で申請し、以下の **3つの書類すべて**の写しを実績報告時に提出。

- ①**遊漁船業登録又は更新の通知書（業の登録確認）**
- ②**船舶検査証書（船の保険等確認）**
- ③**業務規程（どの船を使用しているかの確認）**

【内航海運業に使用する船舶】

海上における物品の運送で、内航運送に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

使用船舶の変更申請書を運輸支局に提出した際に、事業者が運輸支局窓口で依頼することで取得できる「受付印を押された申請書の写し」を実績報告時に提出。

間接補助対象外経費

1. 間接補助事業の目的に合致しないもの
2. 証拠書類が整わないもの
3. 交付決定前に発注・契約、購入、支払（前払いを含む）を実施したもの
4. 間接補助対象期間を過ぎて支出した経費
5. 通常の事業活動に係る経費
6. 自社内部の取引によるもの
7. 販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
8. 間接補助対象経費と他の経費との明確な区分ができないもの
9. 汎用性があり、目的外使用になり得るもの 〔例〕パソコン、プリンタ、デジタル複合機 等
10. 消耗品（ただし、対象設備の初期作動用に必要なものを除く）
11. 間接補助対象経費の支払いに要する振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等 ※支払先が振込手数料を負担した場合は、当該金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を間接補助対象とする。 〔例〕支払先からの10,000円の請求に対し、振込手数料324円込みで計10,000円を振込の場合、支払先が実際に受け取るのは9,676円であるため、9,676円が間接補助対象です
12. 収入印紙、収入証紙
13. 消費税及び地方消費税
14. 借入金等の支払利息および遅延損害金
15. 商品券・金券の購入
16. 商品券・金券・クーポン・ポイント等、小切手・手形（自社振出・他社振出の別は不問）による支払い、相殺による決済での支払い
17. 各種キャンセルに係る取引手数料
18. 間接補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
19. 国または県の他の補助金等の対象となっている経費
20. 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
21. その他、事務局が適当でないと判断した経費

7. 間接補助金の交付

(1) 間接補助事業実績報告書の検査を経た間接補助金確定後の「精算払い」です。

(2) 間接補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

8. 応募方法

(1) 公募期間 令和6年6月7日(金)～9月30日(月)

第1次締切 6月21日(金)

第2次締切 7月1日(月)

第3次締切 7月16日(火)

第4次締切 7月31日(水)

第5次締切 8月30日(金)

第6次締切 9月30日(月)

※各締切日までに、事務局へ郵送(締切日当日消印有効)された申請書類が対象となります。
また、予算がなくなり次第、公募は終了します。

(2) 公募要領および様式

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

ホームページからダウンロードしてください。

<https://enecos.joho-shimane.or.jp/>

(3) 申請の流れ

所定の様式に必要事項を記載し、必要な添付書類と併せて、メール・郵送・持参のいずれかの方法で事務局に提出してください。

- ・申請内容の修正や書類の追加提出等が必要となる場合で、その対応に時間を要する場合は、次回の審査に回ることがありますので、予めご承知おきください。
- ・交付申請手続きにおいて提出する書類は、必ず控えをとって手元に保管してください。
- ・メールにより提出される場合も、原本での提出が必要な書類については、別途、郵送や持参による原本の提出をお願いします。

(4) 応募書類と提出媒体		
<ul style="list-style-type: none"> ・メール・郵送・持参いずれかの方法で事務局に提出してください ・紙媒体の書類を提出される場合は、A4用紙で片面印刷のみ受け付けます。 		
応募書類	書類	電子データ
申請にあたってのチェックリスト※必須ではありませんが、書類不備を防ぐために作成・提出を推奨します。		
間接補助金交付申請書（様式第1号）	○	指定の Excel
【事業概要】、【間接補助対象経費及び間接補助金額】 【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】 【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】 【導入効果と経営への影響】	○	指定の Excel
対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス ※メーカー、販売店、施工業者等が作成した証明書（仕様等含む）	○	指定の Excel
設備等の見積書（納期の記載が必要） ※見積書1者のみ提出でも申請は可能（但し100万円以上の場合は2者以上からの見積書等が必要です）	○	PDF
直近2期分の決算書（税務署提出用） ※法人は、表紙、貸借対照表、損益計算書、原価報告書、販管費、株主資本等変動計算書、個別注記表 ※個人は、申告書第一表、第二表、収支内訳書（白色申告の場合）もしくは所得税青色申告決算書	○	PDF
県税納税証明書 ※写し可 （発行日3ヶ月以内、全項目に滞納がない旨の証明）	○	PDF
暴力団排除に関する誓約事項	○	指定の Excel
現況写真（既存設備の写真）	○	任意の様式
※間接補助率2/3を希望する場合 新型コロナウイルス感染症関連融資の残高を証明する書類 （残高証明、償還表など）	○	PDF
間接補助金支払先口座の通帳の写し ※通帳の写しは口座番号及びカナ名義の確認できる部分を添付してください。 （表ページ（表紙）と最初に開いた上部の1ページ目のコピーが必要です）	○	PDF
※応募後、事務局が別途書類の提出を求めた場合	○	PDF

※提出された書類は本事業の審査以外には使用いたしません。

また、返却できませんので予めご了承ください。

(5) 応募書類の提出先**(中小企業者等 → 事務局)**

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

〒690-0015 島根県松江市上乃木6-1-21 JAしまね中原店2階

TEL 050-2030-2706

9. 間接補助事業の採択**(1) 審査方法**

間接補助事業の採択審査は、「採択基準」に基づき、有識者等による書類審査となります。

審査は、非公開で応募書類（電子データ含む）により行います。

要件不備がある場合は、不採択となりますので十分ご注意ください。

(2) 採択基準

間接補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

①エネルギー価格高騰による経営への影響度**②本事業によるエネルギーコスト（光熱費等）の削減効果****③間接補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと****④間接補助事業の実施にあたり、経営・生産体制が整っていること****⑤間接補助事業者が当該事業の実施にあたって、島根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること**

(3) 審査結果（採否通知）

審査結果は書面通知します。審査内容に関するお問い合わせには一切応じられませんの
で予めご了承ください。

(4) 公表

採択案件については、事業者、事業名、事業概要等を公表することがあります。

10. 間接補助事業者の義務

(1) 間接補助金の交付条件

間接補助事業の内容を変更（軽微なものを除く）する場合は、予め「間接補助金変更承認申請書」（様式第4号）を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

対象経費の総額の20%を超える増減をしようとする場合は、予め「間接補助金変更承認申請書」（様式第4号）を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

間接補助事業が予定期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、「間接補助金変更承認申請書」（様式第4号）を提出のうえ指示を受けなければなりません。

間接補助事業を中止または廃止する場合は、速やかに、「間接補助金変更承認申請書」（様式第4号）を提出し、承認を受けなければなりません。

(2) 間接補助事業の遂行

間接補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって本事業を行い、間接補助金を他の用途へ使用することは認められません。

(3) 申請の取下げ

間接補助金交付決定の通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日以後10日までに申請の取下げができます。

(4) 間接補助事業の実績報告

事業が完了したときは、間接補助事業の実績（実施内容、成果等）を具体的に纏めた「間接補助事業実績報告書」（様式第7号）に証拠書類および「間接補助金取得財産等管理台帳」（様式第8号）を添えて、指定期日までに提出しなければなりません。

(5) 財産処分の制限

本事業により取得し、または効用の増加した財産を、間接補助金交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付もしくは譲渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとするときは、事前に「間接補助金取得財産等処分承認申請書」（様式第11号）を提出し、承認を受けなければなりません。

この場合において、当該取得財産が、財団が定める期間を経過している場合を除き、間接補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又

は一部を納付していただきます。

なお、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の財産とします。

（6）立入検査等

間接補助事業の適正を期すために必要があるときは、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等の検査および関係者へのヒアリングを行う場合がありますので、その際は適切に応じなければなりません。

（7）間接補助事業の経理

間接補助事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、本事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

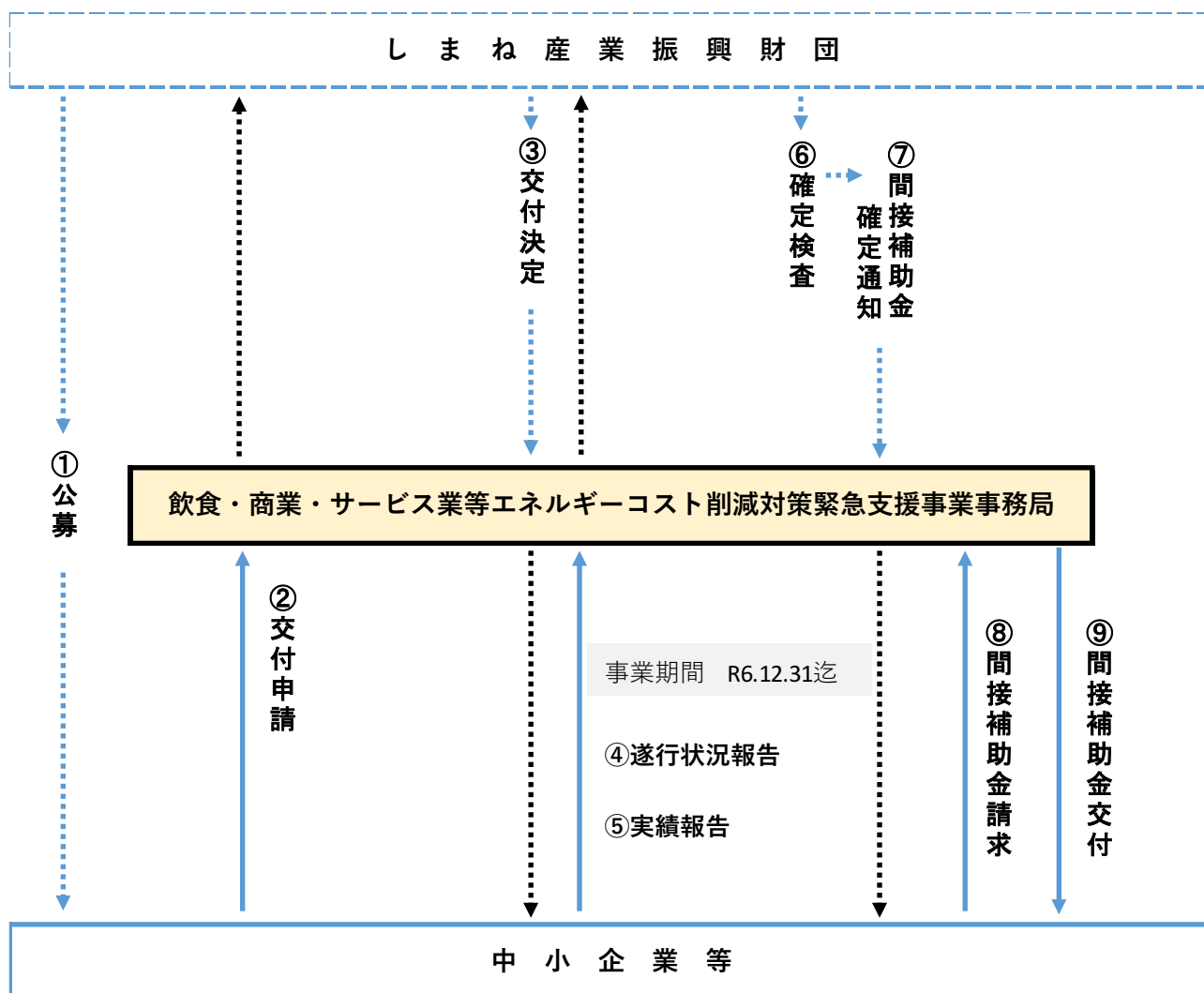
（8）間接補助事業終了後の手続き

間接補助事業者は、間接補助事業の完了後、財団が必要に応じて行う間接補助事業者への状況把握の調査等に応じなければならない。

（9）その他の事項

上記以外の事項については、島根県と財団の協議のうえ、決定するものとします。

11. 間接補助事業のスキーム



12. 相談・お問い合わせ

■本事業事務局

	所在地	電話
島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局	島根県松江市上乃木 6-1-21 J A しまね中原店 2階	050-2030-2706 (音声ガイダンス付)

【参考】中小企業者の範囲

中小企業基本法 第一章第二条 (※一部抜粋)

昭和三十八年七月二十日法律第五十四号

最終改正：平成二八年六月三日法律第五八号

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

III. 応募書類の様式（別紙）

■申請にあたってのチェックリスト

■※Excel ファイル【申請書類一式.xlsx】

- 間接補助金交付申請書（様式1号）※
- 【事業概要】、【対象経費及び間接補助金額】※
- 【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】※
- 【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】※
- 【導入効果と経営への影響】※
- 暴力団排除に関する誓約事項※

■対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス

- 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス.xlsx

IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成

(対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス)

申請者					
		既存の設備・機器		更新する設備・機器	
設備・機器の名称					
〃 型番・品番					
消費電力・燃費 (単位)			(単位を入力)		(単位を入力) ※1
・電力の単価 (円/kwh) ・燃料費の単価 (円/リットル)			(単位を選択)		(単位を選択) ※2
年間	・消費電力量 ・燃料使用量		(単位を選択)		(単位を選択) ※3
	上記 (電力量・使用量) の計算方法				
年間の電気料金・燃料費 (円,小数点以下四捨五入)		0	円	0	円 ※5
対象設備・機器の台数					
対象設備の年間電気料金・燃料費		0	円	0	円 ※7
対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額 (削減額が0円以下なら対象外)				0	円 ※8
※8：申請書様式【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】→「光熱費・燃料費の年間削減額」へ記載					
証明者 (メーカー、販売店、施工業者等)					
(証明日)		(名 称)			
年 月 日		(電話番号)		(担当者)	

■本書式は、【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】のエビデンスとなるものです。

■作成は、「証明者 (メーカー、販売店、施工業者等)」に依頼してください。

■証明者の方へ

- ①本書式は、申請に必須の書類となります。
- ②システム等を基に独自に計算できる場合、年間の消費電力量・燃料使用量の計算方法は「別添」とし独自の計算根拠を添付いただいても構いませんが、その他は、入力が必要となります。
- ③注釈については、本書式に記載がありますのでご確認ください。